

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (中央創造) 一
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 () 二
- () 二
- (西部創造) 二
- () 二
- () 二
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (東部創造) 三
- 粒子状物質を減少させる装置の指定 (青空再生課) 三
- 粒子状物質を減少させる装置の指定に関する告示の一部改正 () 四
- 救急病院等の申出の撤回 (医療整備課) 五
- 大規模小売店舗の変更に関する告示 (商業支援課) 五
- () 六
- () 六
- 都市計画事業の事業認可 (道路街路課) 六
- 桶川都市計画用途地域の変更の

案の縦覧

(都市計画課)

- 越谷都市計画用途地域の変更の案の縦覧 () 六
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 七
- () 七
- () 七
- () 七
- () 七
- 勤務情報管理システム結合・総合テスト業務落札者の公示 (会計課) 七
- 勤務管理システム用サーバの貸借に係る落札者の公示 () 八
- 遺失物管理システムの貸借に係る落札者の公示 () 八
- 保管場所標章印字機の貸借に係る落札者の公示 () 八
- 警察ネットワーク接続用端末装置等の貸借に係る一般競争入札の公告 () 八

案の縦覧

(越谷県土)

- 県道さいたま鴻巣線の区域の変更 (北本県土) 一〇
- 県道鴻巣桶川さいたま線の供用の開始 () 一〇
- 開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 一一
- () 一一
- () 一一
- 県道葛飾吉川松伏線の区域の変更 (越谷県土) 一一
- () 一一
- () 一一
- 県道松戸草加線の区域の変更 () 一二

告示

埼玉県告示第千二百二十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、総務部NP

〇活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NP

〇情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>)により縦覧に供する。

平成十九年八月三日

- 開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土) 一二
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (総務課) 一二
- 外部監査人の監査の事務を補助させることができる者についての協議 (監査第一課) 一三
- 正誤
- 埼玉県公安委員会規則第六号中訂正 (警察・文書課) 一三

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日 平成十九年七月二十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人埼玉消費者被害

をなくす会

三 代表者の氏名 石川 祐司

四 主たる事務所の所在地 埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目

一番五号埼玉県生活協同組合連合会

内

五 定款に記載された目的

この法人は、消費者の商品、サービス及び契約に係る消費者の権利に関して、消費者や消費者団体ならびに関係機関・消費者問題専門家との連携・連

絡・助言・相互援助等を図りつつ、各消費者の商品、サービス及び契約に係る問題・被害の調査、相談、防止、救済、支援のための情報の収集及び情報提供等不特定かつ多数の消費者の権利の擁護を図るための活動を行い、もって消費者の権利の確立に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成十九年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アジア農山漁村

ネットワーク
三 代表者の氏名

池ノ上 宏

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷一丁目二〇番二一〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、アジア開発途上諸国における零細農山漁村の人々に対し、技術協力、調査研究、生活支援活動などの支援を実施し、それらを通じて彼らの生活向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成十九年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 四ッ葉会

三 代表者の氏名

關野 新吾

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市中新井二丁目二百六番地の五

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象とした障害のある人達に対し、地域社会における自立生活を助長するための生活の場を提供し、日常生活の援助を行うことで福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百二十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十九年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二十五日

インターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション）<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成十九年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スノードロップ

共同墓地普及サポートセンター

三 代表者の氏名

塩川 眞紀

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市五味ヶ谷百九一—三百六

五 定款に記載された目的

この法人は、近年の家族の形態の変化に伴い、継承者のいない方、経済的にお墓を持つことが困難な方、墓地について不安のある方に対し、永代供養墓の普及活動に関する事業、送葬支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者か

ら、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年八月三日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

称

特定非営利活動法人ひとみ会

三 代表者の氏名

湯浅 弘子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市富士見一丁目一番八号

アーバンヒルズ五百一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、男女共同参画の観点から男女が自由に参加できるイベント・サークル活動を通じ地域の発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第十二百二十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年八月三日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人草加ジュニアオ

ーケストラ

三 代表者の氏名

野崎 憲司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市稲荷三丁目十三番二十

六号

五 定款に記載された目的

(変更前)この法人は、児童、青少年及び一般市民を対象に、草加ジュニ

アオーケストラ運営事業、草加室内管弦楽団運営事業及び音楽を通じて青少年の健全育成や芸術文化の振興を図るその他の事業を行い、児童、青少年の健全育成、芸術文化の振興によるまちづくり及び地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

アオーケストラ運営事業、草加フィルハーモニー管弦楽団運営事業、草加児童合唱団運営事業、草加青少年合唱団(ラ・カンタトリス)運営事業及び音楽を通じて青少年の健全育成や芸術文化の振興を図るその他の事業を行い、児童、青少年の健全育成、芸術文化の振興によるまちづくり及び地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第十二百二十六号

埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)第三十二条第二項の規定に基づき、粒子状物質を減少させる装置を指定したので、次のとおり告示する。

平成十九年八月三日

埼玉県知事 上田清司

指定する減少装置の名称等	販売又は者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	装着時期による区分	方式による区分	名称
ACR P MR (ACR PMR-5 -01)	株式会社ACR 松岡 朋子	初度登録後	DPF	トヨタ自動車株式会社製5L型又は日産ディーゼル工業株式会社製QD32型(100PS/105PS/110PS)の原動機を搭載する自動車のうち、平成9年規制に適合するもの
NOx・PM低減装置 (Econ)	株式会社林久二	初度登録後	DPF	三菱ふそうトラック・バス株式会社製8DC11型の原動機を搭載するもの

103)			自動車のうち、平成6年規制に適合するもの
------	--	--	----------------------

備考

- 1 「指定する減少装置の名称等」の「方式による区分」の欄の「DPF」(ディーゼルパーティキュレートフィルター)とは、軽油を燃料とする自動車の排気管等に装着して、当該自動車から排出される粒子状物質を捕集することにより減少させる方式をいう。
- 2 「指定する減少装置の名称等」の「装着時期による区分」の欄の「初度登録後」とは、装着時期(当該減少装置を当該自動車に装着する時期のことをいう。)が、当該自動車が道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条の規定により登録を初めて受ける日以後であることをいう。
- 3 平成6年規制とは、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成3年運輸省令第3号)による改正後の道路運送車両の保安基準に定める自動車排出ガスの量に係る規制をいう。
- 4 平成9年規制とは、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成8年運輸省令第4号)第1条の規定による改正後の道路運送車両の保安基準に定める自動車排出ガスの量に係る規制をいう。

埼玉県告示第十二百二十七号

埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)第三十二条第二項の規定に基づき、粒子状物質を減少させる装置を指定したので、平成十九年埼玉県告示第八百二号(粒子状物質を減少させる装置の指定について)の一部を次のように改正する。

平成十九年八月二日

埼玉県知事 上田 豊 司

ACR XPR (ACR NXPR— 3—03)	N	DPF	初度登録後	株式会社 ACR 松岡 朋子	日野自動車株式会社製 J07C型若しくはJ08C型 (200PS/215PS)若しくは三菱ふそうトラック・バス株式会社製 6D16型若しくは6D17型 (200PS/220PS)
--------------------------------------	---	-----	-------	----------------------	---

表中

ACR XPR (ACR NXPR— 4—01)					いすゞ自動車株式会社製4HF1型(130PS)、4HG1型若しくは4HJ1型の原動機を搭載する自動車のうち、平成6年規制に適合するもの又はいすゞ自動車株式会社製4HF1型、4HG1型若しくは4HJ1型の原動機を搭載する自動車のうち、平成10年規制に適合するもの
--------------------------------------	--	--	--	--	--

表

ACR XPR (ACR NXPR— 3—03)	N	DPF	初度登録後	株式会社 ACR 松岡 朋子	日産ディーゼル工業株式会社製FE6型(170PS/195PS)、日野自動車株式会社製J07C型若しくはJ08C型(200PS/215PS)若しくは三菱ふそうトラック・バス株式会社製6D16型若しくは6D17型(200PS/220PS)の原動機を搭載する自動車のうち、平成6年規制に適合するもの又は日産ディーゼル工業株式会社製FE6型若しくは日野自動車株式会社製J07C型若しくはJ08C型の原動機を搭載する自動車のうち、平成10年規制に適合するもの
--------------------------------------	---	-----	-------	----------------------	--

に相当する。

埼玉県告示第千二百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越いせはらショッピングプラザ

川越市伊勢原町三丁目二番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時間及び閉店時間

(変更前) 午前十時から午後十時(年間六十日間午前九時から)

(変更後) 午前九時から午後十時(ウエルパークの新設調剤薬局のみ)

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後十時三十分(年間六十日間午前八時三十分から)

(変更後) 午前八時三十分から午後十時三十分

ハ 変更年月日

平成十九年七月二十一日

ニ 届出年月日

平成十九年七月二十日

三 縦覧期間

平成十九年八月三日から平成十九年十二月三日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

イ 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

ロ 意見書提出期間

平成十九年八月三日から平成十九年十二月三日まで

イ 意見書提出期間

平成十九年八月三日から平成十九年十二月三日まで

平成十九年八月三日から平成十九年十二月三日まで
意見書提出先
埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千二百三十一号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年八月三日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路路事業三・四・三十五号 東浦和駅北通り線

三 事業施行期間

平成十九年八月三日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

さいたま市南区大字大谷口

イ 収用の部分

字向地内

ロ 使用の部分

なし

埼玉県告示第千二百三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する

同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月三日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

桶川都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

桶川市末広二丁目、末広三丁目、坂田及び加納の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、桶川市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成十九年八月三日から平成十九年八月十七日まで

埼玉県告示第千二百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月三日

埼玉県知事 上田清司

7 入札の公告を行った日
平成19年4月10日

埼玉県告示第十二百三十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける懸賞について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成19年八月三日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 購入等件名及び数量
勤務管理システム用サーバの賃貸借一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日
平成19年5月24日

4 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額
133,358,400円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札の公告を行った日
平成19年4月10日

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける懸賞について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成19年八月三日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 購入等件名及び数量
遺失物管理システムの賃貸借一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日
平成19年5月24日

4 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額
372,324,960円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札の公告を行った日
平成19年4月10日

1 購入等件名及び数量
保管場所標章印字機の賃貸借一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日
平成19年5月24日

4 落札者の氏名及び住所
東芝ファイナンス株式会社 東京都中央区銀座5丁目2番1号

5 落札金額
44,415,000円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札の公告を行った日
平成19年4月10日

埼玉県告示第十二百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける懸賞について、次のとおり落札者を選定する。

平成19年八月三日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 調達内容
購入等件名及び数量

(1) 警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借一式

(2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間
平成19年12月1日(土)から平成24年11月30日(金)まで。ただし、翌年度以降において、歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所
埼玉県警察本部総務部会計課が指定する場所

(5) 入札方法
本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力又は記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記

埼玉県告示第十二百四十号

埼玉県知事 上田 豊 臣

載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 仕様書に基づき納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部会計課調度第二係 永島幸雄 電話048-832-0110 内線2244
フランクシ
ミリ048-824-4607

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年9月18日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年9月14日（金）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

また、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること（郵送の場合は不要。）。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部会計課 平成19年9月18日（火）午前10時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を下記に示す方法で平成19年9月12日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（2(4)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送、持参又はフランクシミリにより送信すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

- る規則(平成7年埼玉規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
 - (6) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (7) 手続における交渉の有無
無
 - (8) 競争入札参加資格の付与
2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) F330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。
 - (9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of terminal device for police network access etc.
 - (2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10:00 a.m., September 18 2007 By mail and In person; 5:00 p.m., September 14, 2007
 - (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2244

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年八月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三日

埼玉県北本県土整備事務所長 齊藤善孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま鴻巣線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
旧	上尾市藤波三丁目三〇五番地先から同市藤波三丁目四五番地先まで	八・五六〇 一五・一一一	七〇九・三〇〇	地方特定道路(改築)整備事業による。
新	一地先まで	一〇・二四〇 一一・二二一		

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のよ

うに道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年八月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
 平成十九年八月三日
 埼玉県北本県土整備事務所長 齊藤善孝

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
鴻巣桶川さいたま線	北本市北本三丁目一番一地从前同市本宿二丁目七番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	平成十九年八月三日	延長四三四・九〇メートル

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 一 許可番号
 平成十九年八月三十一日
 第一九〇〇二四〇号

二 検査済証番号
 平成十九年七月二十六日
 第一九〇〇六九号

三 開発区域に含まれる地域の名称
 比企郡滑川町大字羽尾字川向六六五―五

- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 比企郡滑川町大字月輪一四―三
 寿A棟一〇一
 内田 建

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 一 許可番号
 平成十九年七月六日
 第一九〇〇三〇一号

二 検査済証番号
 平成十九年七月二十七日
 第一九〇〇六七号

三 開発区域に含まれる地域の名称
 比企郡鳩山町大字赤沼字中里二二三―九―一の一部

- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 比企郡鳩山町大字赤沼二二三九
 吉田 計巳

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年八月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三日

- 一 道路の種類 県道
 - 二 道路の線名 葛飾吉川松伏線
 - 三 道路の区域
- 埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
新	三郷市戸ヶ崎字大道西二二三番三地先から同市戸ヶ崎字大道西二二四三番三地先まで		七・五八 八・八三	二〇・〇〇		自転車歩行者道整備工事	
旧			一〇・〇一 一〇・二七				

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年八月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 松戸草加線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
新	三郷市戸ヶ崎字上堤外二二三番一地先から同市戸ヶ崎字上堤外二二四〇番二地先まで		八・四四 八・四四	四二・〇〇		自転車歩行者道整備工事	
旧			八・四四 八・四四				

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年八月三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎本 恵樹

一 許可番号

平成十九年七月十一日

指令杉整第一八〇二二二一号

二 検査済証番号

平成十九年七月二十日

杉整第五六四一一号

三

開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡杉戸町大字本郷字西下九五

七一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字本郷一三二五番

地

松島 静夫

埼玉県教委告示第二十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり
招集する。

平成十九年八月三日

埼玉県教育委員会委員長

石川 正夫

一 日時

平成十九年八月九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番
一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

埼玉県監査委員告示第十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人佐渡一雄の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年八月三日

- 埼玉県監査委員 坂本 隆 信
- 埼玉県監査委員 春日 敏 彦
- 埼玉県監査委員 竹並 万 吉
- 埼玉県監査委員 島 田 正 一

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
佐藤 美 秋	東京都江戸川区西瑞江 三丁目三十七番地百八十四	平成十九年八月 三日 平成二十年三月三十一日
吉川 正 弘	千葉県浦安市高洲 三丁目十五番二十九号	平成十九年八月 三日 平成二十年三月三十一日
深代 逸 郎	東京都台東区柳橋 二丁目一番九―四百五号 協同組合東京卸商センターマンシ ヨン	平成十九年八月 三日 平成二十年三月三十一日
有坂 忠 輔	東京都北区田端 一丁目二十六番七―二百三号 カーサ・カサレ	平成十九年八月 三日 平成二十年三月三十一日

埼玉県公安委員会規則第六号(平成十九年五月二十九日第千八百七十九号) 中訂
 正
 ページ 段 行
 三 上 後ろから三行目及び四行目を削る。

正 誤

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇(代表)